

2023年7月9日（日）  
第59 回社会福祉セミナー 講座③

# 伊賀市における実践紹介

伊賀市役所 健康福祉部医療福祉政策課  
主幹 二階堂 樹

# 今日お話しすること

- 伊賀市の概況
- 伊賀市の実践・しくみの特徴（強みと弱み）
- これまでの実践で得た気づきとこれから

# 伊賀市の概況

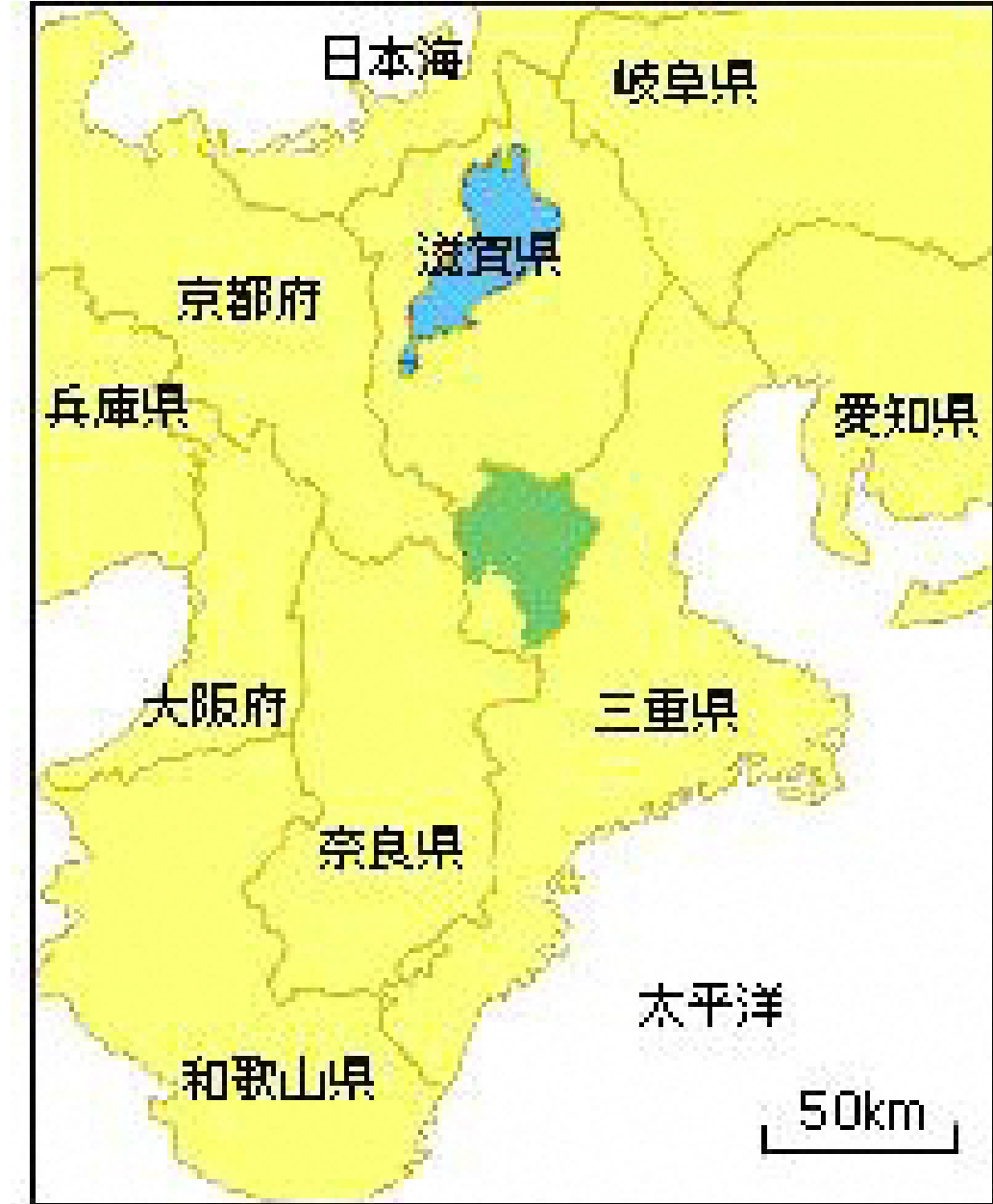
2004（H16）年11月1日1市3町2村が合併して誕生。面積558.23km<sup>2</sup>。

人口	86,418人
世帯	40,336世帯
高齢化率	33.8%
外国籍住民	5,649人
生活保護世帯	545世帯
ひとり親世帯（※）	662世帯
手帳交付数（★） （児・者）	身体： 4,381人
	療育： 876人
	精神： 737人
住民自治協議会	39
自治会	278
民生児童委員	（定数） 311人

2023（R5）年3月末現在。

ただし★は2021（R3）年3月末現在。

（※）は児童扶養手当の受給資格のある世帯数。



# 伊賀市の実践・しくみの特徴（強みと弱み）

- アウトリーチ＝「訪問」、ではないけれど「訪問」するのが「あたりまえ」の地域特性（地理的条件）  
面積約 5 5 8 km<sup>2</sup>に人口約 8 万 6 千人。

（参考 神戸市 面積約 5 5 7 km<sup>2</sup>に約 1 5 0 万人）

それに対して、、、

地域包括支援センターは 3 カ所。障がい者相談支援センターは 1 カ所  
自立相談支援機関は 2 カ所

※ただし「訪問」という方法の侵襲性の高さには留意が必要。

地 域 住 民

民生委員・児童委員による地域での活動  
13名の「地域福祉コーディネーター」の「アウトリーチ」を含む地域での支援  
相談支援包括化推進員 1名

地域福祉計画推進委員会で地域課題を施策に反映

反映

地域包括支援センター  
相談支援室（市直営3カ所）  
【中部・東部・南部】

自立相談支援機関  
（直営1 + 委託1）  
【生活支援課・社協おあいこ】

相談・情報

福祉施策調整会議  
【医療福祉政策課】

地域課題を政策化するためのコーディネート

※相談支援包括化推進員1名

・高齢者の総合相談窓口、と共に分野を問わない福祉相談の一次窓口  
・民生委員、社協地域センター、地域福祉コーディネーター、市役所支所に寄せられた相談を一次窓口として集約  
・保健・福祉・介護の専門職チーム  
相談支援包括化推進員 2名（相談支援室）

・「生活でお困りのこと」について経済的困窮だけでなくひきこもり、社会的孤立もふくめ幅広く相談対応  
・福祉・就労・伴走型支援の専門職チーム  
相談支援包括化推進員1名（生活支援課）  
相談支援包括化推進員1名（社協）

助言

地域福祉アドバイザー

・地域ケア会議で抽出した地域課題を施策に反映。  
・相談支援包括化推進員、地域福祉コーディネーターも参加

相談支援包括化推進員によるコーディネート

介護高齢福祉課

障がい福祉課

障がい者相談支援センター  
相談支援包括化推進員1名

こども未来課  
相談支援包括化推進員1名

生活支援課

健康推進課

抽出地域課題整理

税や教育・住宅部局  
学校・地域の関係機関

地域ケア会議【地域包括支援センター調整係】 ※相談支援包括化推進員1名（調整係）

- ・「地域生活課題の解決」が会議の目的 「個別会議」「運営会議」「担当者会議」「相談事案調整会議」を開催。
- ・福祉部局・社協の職員だけでなく、必要に応じて、本人、家族、地域住民、税や教育の部局、地域の関係機関も参加
- ・社会福祉法「支援会議」介護保険法「地域ケア会議」生活困窮者自立支援法「支援会議」に位置づけ

相談支援包括化推進員が、多機関連携が必要な相談支援・地域課題の把握・施策への反映をコーディネート

# 伊賀市の実践・しくみの特徴（強みと弱み）

- 主要な機関を直営で運営

地域包括支援センター 基幹障がい者相談支援センター

自立相談支援機関（生活困窮）（直営＋委託）など

- 地域福祉コーディネーターの配置

社会福祉協議会に委託し、13名の地域福祉コーディネーターを配置。

地域の住民自治組織の支援と共に、アウトリーチも含め個別支援も担う。

- 民生委員・児童委員の活発な活動

# 伊賀市の実践・しくみの特徴（強みと弱み）

- 情報共有・連携・役割分担のしくみとして
  - 「地域生活課題の解決」を目的に「地域ケア会議」を市が設置・運営
  - 福祉関係者だけでなく、必要に応じて、本人、家族、地域住民、税や教育の部局、地域の関係機関も参加
  - 社会福祉法「支援会議」、介護保険法「地域ケア会議」、生活困窮者自立支援法「支援会議」に位置づけ → 本人同意の得られていないケースの情報共有が可能に
- 情報共有・連携・役割分担のしくみとして
  - 「相談支援包括化推進員」を配置（ミクロ・メゾ・マクロの各領域に）
  - 連携して「総合的・包括的な相談支援」が提供できるしくみを作る

# 伊賀市の重層的支援体制整備事業のイメージ

多様な相談・  
支援のニーズ

課題解決を  
めざす活動

## 包括的相談支援事業

- ・地域包括支援センター相談支援室
- ・障がい者相談支援センター
- ・利用者支援事業+（児童等の相談）
- ・自立相談支援事業（生活支援課+おあいこ）

## 多機関協働事業

地域包括支援センター  
調整係  
相談支援包括化推進員

## 継続的支援事業

- （きっかけをつくるためにアウトリーチ  
など様々な手法で関わりを続ける）
- ・包括的相談支援事業の実施機関  
+ 地域福祉コーディネーター  
（伊賀市社会福祉協議会に委託）

## 重層的 支援会議

（地域ケア会議）

## 参加支援事業

伊賀市社協に委託（一部）  
（包括的相談支援事業の実施  
機関などでは引き続き実施）

## 地域づくり支援事業

- ・一般介護予防事業
- ・生活支援体制整備事業（協議体コーディネート事業）+ 共助の基盤づくり事業  
※地域福祉コーディネーター（伊賀市社会福祉協議会に委託）
- ・地域活動支援センター（障がい）
- ・子育て支援拠点事業（子育て包括支援センター等）

多様なフォーマル・インフォーマルな社会資源

「すでにつながっているもの、これからつながるもの」

興味・関心  
から始まる  
活動

より豊かな  
暮らしをめ  
ざしたまち  
づくり



# これまでの実践で得た気づきとこれから ひきこもり支援の実践から

- 相談は担当窓口に来るとは限らない。
- ひきこもりに関する相談が「ひきこもり相談窓口」だけに来るわけではない。
- 相談は福祉・保健・医療・教育・就労、各分野のさまざまな機関、近所の人や親族に寄せられる。
- 相談にいたるまで相当長い時間かかっている。
- 相談に来るのは本人や同居家族だけではない。
- 1回相談したけれど、受けとめられず、相談することそのものをあきらめてしまったケースが多い。

# これまでの実践で得た気づきとこれから

せっかくの相談・困りごとへの気づきをそれぞれの機関がまずはしっかりと受け止め、自らの機関の専門分野・担当分野ではないと、いってすぐに放り出さず、他の資源とつながりあって対応する。

そしてその後の支援でもそれぞれの資源の強みを活かす地域ネットワークを機能させていくことを目指す。

→「ひきこもりを支える人のネットワークミーティング」の実践から

そしてそれは「ひきこもり」に限らず、どんな困りごとでも同じではないか？

# これまでの実践で得た気づきとこれから

- そもそも、相談できる、相談しようと思ってもらうためには？  
「周知啓発」は地味でも大切
- 生きづらさを抱えている人・家族にかかっている「圧」をさげるには？  
→地域を耕すこと、耕して土を柔らかくすることが必要